大和川右岸水防事務組合所管水防施設に係る
健全度調査等業務委託仕様書

１．　業務名称

水防施設に係る健全度調査等業務委託

２．　業務の目的

発注者が指定する本川筋及び防潮筋の水防倉庫１３棟及び付属施設の調査を行い、健全度のランク分けを行う事を目的とする。

３．　委託期限

令和９年３月３１日

４．　業務内容

別紙①のとおり

５．　留意事項

① 受注者は、本業務着手に先立ち、契約締結後、以下の書類を速やかに発注者へ提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- (1)　業務実施計画書
- (2)　業務行程表
- (3)　技術者選任届
- (4)　公的資格登録証の写し
- (5)　その他発注者が指示する書類

② 受注者は、契約の履行に際し、次の要件を満たす管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

・管理技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。
また、調査の実施にあたり、建築基準法 12 条点検（建築物）の点検資格を持つ一級建築士・二級建築士・特定建築物調査員（法定講習修了者）のいずれかの資格を持つ技術者を１名以上配置すること

③ 本業務の実施にあたり、受注者は安全管理に努めるものとし、受注者が発注者又は第 3 者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に対して、その状況及び内容について報告し、発注者の指示を仰ぐものとする。また、本業務中に生じた事故等については、全て受注者の責任において処理するものとする。

④ 受注者は、本業務を再委託してはならない。
ただし、コピー、製本、資料整理等の簡易な業務を第三者に再委託する場合はこの限りではない。

⑤ 受注者は、本業務の実施にあたっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

⑥ 受注者は、本業務において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

⑦ 受注者並びに発注者は、本業務を実施するにあたって、設計内容等に変更が生じる場合は、速やかに協議しなければならない。

⑧ 受注者は、発注者に対して業務完了届の提出をもって業務の完了を通知しなければならない。

⑨ 受注者は、業務の完了をもって検査を受ける場合は、検査に必要な書類を整備し、監督職員に提出しなければならない。

⑩ 受注者は、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には発注者と協議し、定めるものとする。

別紙　①

	業務内容
水防施設健全度調査等業務委託	
（１）	調査対象施設の調査 組合で貸与する大和川右岸水防区域図《水防倉庫調査用》、水防倉庫管理表及び設計図書等を使用し、別紙②の調査対象物件に記載している水防倉庫等の調査を行うこと。 倉庫全体（内部含む)、劣化の規模が大きい箇所や劣化の著しい箇所を写真撮影し、「倉庫調査表」(別添参照)へ添付すること。(以後「調査表」という。) 現地調査を行う際には、作業を行う日時について発注者に対して事前連絡を行い、身分証明書を携帯すること。 調査は目視で行い、「調査表」に定めた項目に漏れなく記入すること。 調査対象倉庫は無人のため、門及び倉庫の鍵については関係職員より鍵借用場所（大和川右岸水防事務組合事務所）にて借用し、当日中（１７時迄）を基本に返却を行うこと。 事務所（大阪府大阪市遠里小野町７丁目８番 18 号　℡06-6694-0271）
（２）	健全度の判定 調査対象倉庫の健全度をＡ～Ｅ（※ランク参照）で判定し、「調査表」に記入すること。 ※ランク Ａ：健全な状態（新築・改修後） Ｂ：多少の劣化が診られるが、現状維持で経過観察 Ｃ：今後、部分的に修繕等が必要 Ｄ：早急に修繕等を要する Ｅ：老朽化に伴う建て替えが必要
（３）	成果品 ・水防倉庫調査表　３部 ・成果品電子データ　一式